

別表1 <意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者の登録基準>

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

以下の(1)から(9)までの項目((1)の項目についてはア又はイのいずれか)の基準をすべて満たしていること。

なお、第6の2の規定による市町の推薦があったときは、当該推薦を受けた林業経営体については、当該推薦をもって(1)の項目の基準を満たしているものとみなす。

また、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身又は直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者へ請け負わせる施業も含めて判断するものとする。他者へ請け負わせる施業も含めて判断する場合にあっては、請負先が(2)から(7)までの該当する項目の基準を満たしているかによって判断するものとする。

適用	項目	基準	説明
(1) ア 又は (1) イ のいずれ か	(1) ア生産量の増加又は生産性の向上	以下のいずれかに該当していること。 (ア) 素材生産に関し、生産量を一定の割合 ^{※1} 以上で又は一定の水準 ^{※2} 以上まで増加させる目標を有している。 (イ) 生産性を一定の割合 ^{※1} 以上で又は一定の水準 ^{※2} 以上まで向上させる目標を有している。 ただし、生産量又は生産性の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	※1 一定の割合 5年後に現状の概ね2割 ※2 一定の水準 <生産量> 5,000 m ³ /年 <生産性> 主伐 11 m ³ /人日・間伐 8 m ³ /人日
	(1) イ経営管理の対象となる森林の確保	経営管理の対象となる森林(所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているもの ^{※3} に限る。)の面積を、一定の割合 ^{※1} 以上で又は30ha以上まで増加させる目標を有していること。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が30ha以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	※3 「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」とは、 ○当該林業経営体が経営管理実施権の設定を受けた森林 ○当該林業経営体が作成した森林経営計画の対象森林 ○5年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林のことを言う。
必須	(2) 生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに該当していること。 ア 適切な生産管理 作業日報の作成・分析による進捗管理や生産工程の見直し(工程管理システムの導入)、作業システムの改善等に取り組んでいる。 イ 原木の安定供給・流通合理化 製材工場等需要者との直接的な取引、とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した木材供給等に取り組んでいる。 ウ 持続的な林業の実現 認定森林経営プランナーが在籍している。	

適用	項目	基準	説明
必須	(3) 造林・保育の省力化・低コスト化への取り組み	低密度植栽、早生樹植栽、主伐・再造林一貫作業、列状間伐、下刈の省力化、地域における効率的な路網計画の作成・設置、森林保険への加入(森林所有者による加入を含む。)による気象災害等への対応等に取り組んでいること。	
必須	(4) 主伐後の再造林の確保	以下のいずれにも該当していること。 ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制 ^{※4} を有する。 イ 主伐後の適切な更新等を行っている。 ただし、請負や受託等により行う主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新 ^{※5} 等の働きかけに取り組んでいなければならないものとする。	<p>※4 「一体的に実施する体制」については、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方又はその両方を行わない林業経営体の場合は、自らが行わない施業を実施する他の林業経営体との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があることとする(伐採後の再造林の確保に向けた素材生産業者と造林業者の連携を目的とする協議会(例えば森林再生協議会)等に参加する場合を含む。)</p> <p>※5 「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再造林を行っていること(経営管理実施権の設定を受けている森林については必ず再造林を行っていること)とする。</p>
必須	(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	以下のいずれかに該当していること。 ア 素材生産又は造林・保育に関して3年以上 ^{※6} の事業実績を有する。 イ 現場従事実績等 ^{※7} が3年以上 ^{※6} である現場作業職員が所属している。 ウ 林業技能士(1級又は2級)が在籍している。	<p>※6 「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。</p> <p>※7 「現場従事実績等」が3年以上に満たない場合であっても、林業大学校等での就学実績と現場従事実績の合計が3年以上であり、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとみなす。</p>
必須	(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等 ^{※8} を行っていること。	<p>※8 「行動規範の策定等」には、林業経営体が専門家の指導を受けつつ、個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 行動規範やガイドラインには、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むこと。 また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備すること。</p>

適用	項目	基準	説明
必須	(7) 雇用管理の改善と労働安全対策	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 以下の(ア)及び(イ)のいずれにもついて、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第4条に基づく県基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っている。</p> <p>(ア) 雇用管理の改善^{※9}</p> <p>(イ) 労働安全対策^{※10}</p> <p>イ 現場作業職員等に対する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく安全衛生教育を行っている。</p> <p>ウ 労働者災害補償保険に加入している(適用外事業所にあっても、原則、加入していること。一人親方等の特別加入を含む。)</p> <p>エ 以下に定める届出を行っている(届出の義務がない場合を除く。)</p> <p>(ア) 健康保険法第(大正11年法律第70号)48条の規定による届出</p> <p>(イ) 厚生年金保険法第(昭和29年法律第115号)27条の規定による届出</p> <p>(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</p> <p>オ 過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害(以下、「死傷災害」という。)が発生していない。</p> <p>ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合^{※11}は、上記基準を満たしているものとする。</p>	<p>※9 「雇用管理の改善」に該当する取組は次のものとする。</p> <p>雇用管理体制の充実(雇用管理者の選任(常時5人以上の林業労働者を雇用する事業所)等)、雇用関係の明確化(雇用時に事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記した雇入通知書の交付等)、雇用の安定化(現場作業職員の常用化・月給化等)、募集・採用の改善(効果的な求人募集活動等)、教育訓練の充実(計画的な研修実施等)、高年齢労働者の活躍の促進(定年の引上げや継続雇用制度導入等)、福利厚生の実施(退職金共済への加入等)</p> <p>※10 「労働安全対策」に該当する取組は次のものとする。</p> <p>リスクアセスメントの実施、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策</p> <p>※11 「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。</p>
必須	(8) コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれも満たしていること。</p> <p>ア 以下のいずれにも該当していない。</p> <p>(ア) 業務に関連して法律に違反し、代表役員等^{※12}や一般役員等^{※13}が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である。</p> <p>(イ) 業務に関連して法律に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である。</p> <p>(ウ) 国、都道府県又は市町から入札参加資格の指名停止を受けている者である。</p> <p>(エ) 行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である。</p> <p>(オ) その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をしておそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者^{※14}である。</p> <p>イ 以下のいずれにも該当している(令和8年度末までに以下のいずれにも該当することとなることが確実に見込まれる場合を含む。)</p> <p>(ア) 森林所有者及び請負事業者との取引において、書面等により取引条件を明示している。</p> <p>(イ) 個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること。</p>	<p>※12 「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※13 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※14 「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者等とする。</p>

適用	項目	基準	説明
必須	(9) 常勤役員の設置	法人においては、常勤役員を設置していること。	

2 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること

以下の項目の基準を満たしていること。

適用	項目	基準	説明
必須	(10) 経理的な基礎	以下のいずれも満たしていること。 ア 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好 ^{※15} である。 イ 経営管理実施権の設定を受ける際には、森林の経営管理に関する経理を他の経理と分離できる。	<p>※15 「経理状況が良好」については、次のとおりとする。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと。 ○経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。 ○直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。 <p>これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p>

3 市町が独自に設定する基準を満たしていること

以下の市町において経営管理実施権の設定を受けること又は集約化構想において経営管理の受け手となることを希望する場合には、当該市町において適用される基準を満たしていること。

適用市町	項目	基準	説明
府中市	(4) 主伐後の再造林の確保	直近2年間において、主伐から主伐後の再造林までを、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により一体的に実施した実績を有すること。	